

よくある質問

Q 1 納税通知書等に記載されている金額と、納付済額のお知らせ「確定申告（市県民税申告）関係 社会保険料控除資料」に記載されている金額が違うのはなぜですか。

A 1 納税通知書等に記載されている金額は年度単位（4月から翌年3月まで）の金額です。

納付済額のお知らせに記載されている金額は年単位（1月から12月まで）の金額です。なお、納期末到来分をすでに納付されている場合や、遅れていた過去の年度分を納付された場合も納付額に含まれます。ただし延滞金は含まれません。

Q 2 納付済額のお知らせは本人の社会保険料控除にしか使えませんか。

A 2 実際に納付された方の社会保険料控除に使うことができます。

賦課されたご本人が納付されている場合はご本人様、生計を一にするご親族様が納付されている場合は納付されたご親族様が、その社会保険料控除の適用を受けることができます。

Q 3 公的年金から特別徴収された場合と口座振替によって納付した場合は、社会保険料控除はどうなりますか。

A 3 公的年金から保険税（料）を支払った場合は、年金受給者がその保険税（料）を納付したこととなりますので、その納付済額は年金受給者ご本人様の社会保険料控除に適用されます。

口座振替の場合は、口座振替で保険税（料）を支払ったご本人様又は生計を一にするご親族様が、社会保険料控除の適用を受けます。

Q 4 親族に賦課された保険税（料）を自分が納付している場合、その金額を自分の納付済額のお知らせ「確定申告（市県民税申告）関係 社会保険料控除資料」に記載できませんか。

A 4 記載できません。

納付済額のお知らせは、保険税（料）が賦課されたご本人様のお名前で発行されます。ご本人様分以外の保険税（料）を納付されても、ご自身の納付済額のお知らせには記載されません。